

保育所等待機児童数について

(令和6年4月1日現在)



横須賀市子育て支援課

01 待機児童の状況

令和6年4月1日現在の待機児童数は、過去最少の6人となりました。

待機児童数は、昨年度に比べ4人減少しました。

保育所等利用申込児童数（＝入園を申し込んだ児童数）は、1,493人、

利用児童数（＝新たに入園した児童数）は、1,150人でした。

1

▶ 待機児童数

区分		R 6	R 5	R 6 - R 5
利用申込児童数等		1,493 人	1,446 人	47 人
利用児童数		1,150 人	1,154 人	4 人
辞退者数		71 人	54 人	17 人
保留児童数（ - - ）		272 人	238 人	34 人
待機児童数にカウントしない児童	求職活動の休止	19 人	18 人	1 人
	私的理由	177 人	138 人	39 人
	育児休業中	63 人	51 人	12 人
	幼稚園等預かり保育	2 人	10 人	8 人
	企業主導型保育事業	5 人	11 人	6 人
待機児童数（ - ）		6 人	10 人	4 人

02 待機児童の状況（年齢別・行政センター区域別）

本庁・衣笠・大津・浦賀・久里浜地区に待機児童が生じています。

1歳児は4人、2歳児は2人の待機児童が生じています。

2

▶ 年齢別・行政センター区域別の状況

（単位：人）

R6	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久里浜	北下浦	西	計
1歳児					1	1	1	1			4
2歳児				1			1				2
合計	0	0	0	1	1	1	2	1	0	0	6

R5	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久里浜	北下浦	西	計
1歳児				1	3		1	2			7
2歳児							1	2			3
合計	0	0	0	1	3	0	2	4	0	0	10

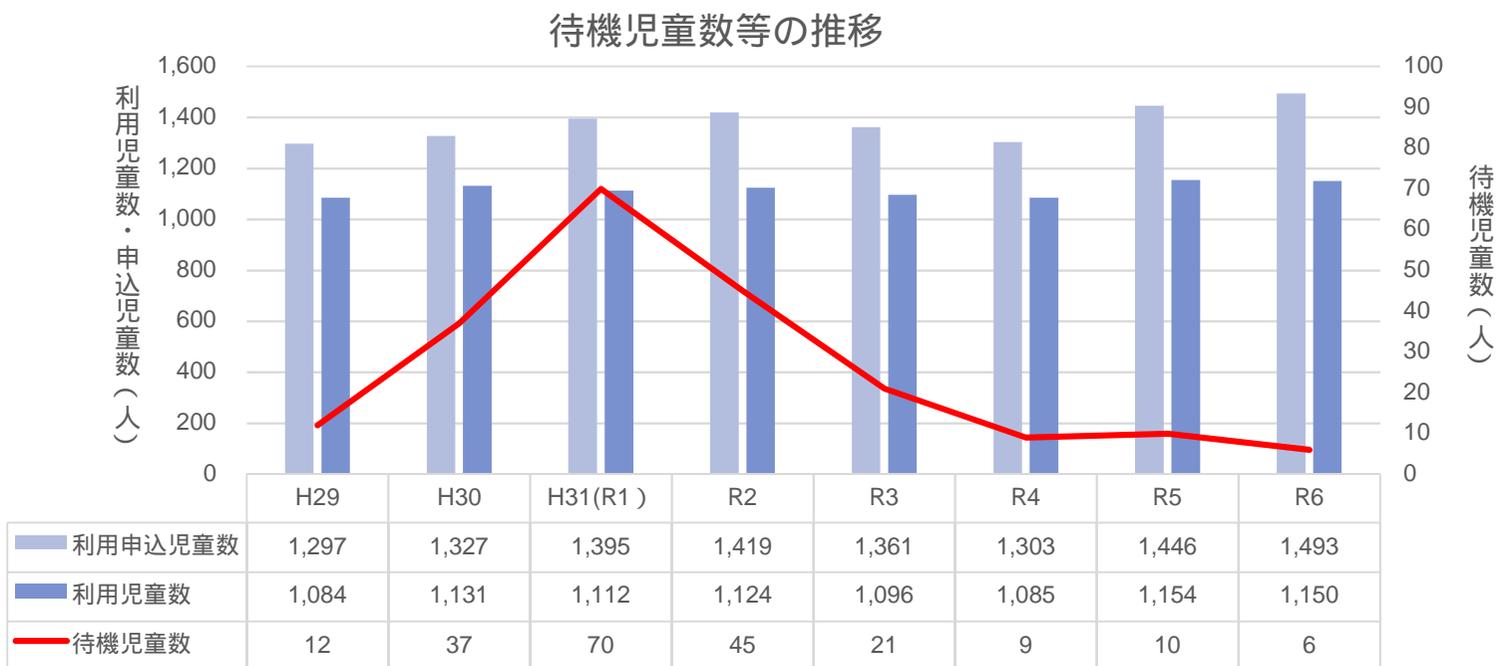
R6 - R5	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	4
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

03 待機児童数等の推移

待機児童数は、平成31（令和元）年度をピークに減少傾向です。

利用申込児童数は、令和3・4年度に減少し、令和5年度以降は増加傾向です。

▶ 待機児童数等の推移



04-01 待機児童対策の取組み

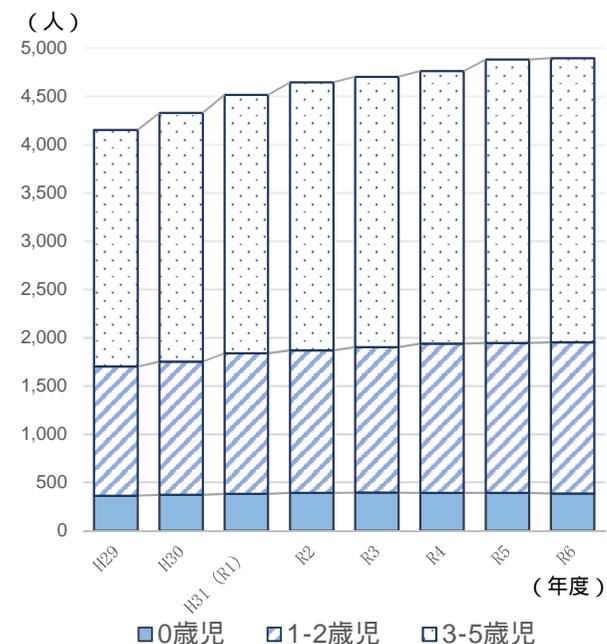
認定こども園への移行などにより、昨年度より**利用定員を拡充**しました。
引き続き地域の状況を踏まえ、特に保育ニーズの高い1歳から2歳児の利用定員拡充に
取り組んでまいります。

▶ 利用定員の推移

	令和5年度	令和6年度
1～2歳児	1,554人	1,566人 (12人増)
0～5歳児	4,881人	4,897人 (16人増)

(単位：人)

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
3-5歳児	2,450	2,578	2,680	2,780	2,801	2,824	2,935	2,945
1-2歳児	1,338	1,381	1,455	1,475	1,507	1,547	1,554	1,566
0歳児	363	371	382	392	394	392	392	386
全体	4,151	4,330	4,517	4,647	4,702	4,763	4,881	4,897



04-02 待機児童対策の取組み

▶ 待機児童園型一時預かり事業の実施

待機児童を対象に、認可保育施設の代替として一時預かり事業を利用する場合、認可保育施設に入園した場合と利用日数と利用料がほぼ同じ条件で利用できる事業を実施しています。（市内3施設、各定員2名）

▶ 公立保育施設での1、2歳児受け入れ枠の拡大

現在ある公立保育施設を活用し、ある程度充足している0歳児の受け入れを減らし、不足する1、2歳児の受け入れ枠を増やすなど、待機児童解消のための工夫をしています。

▶ 丁寧な利用調整・相談支援

利用を希望する一人でも多くの方が入園できるよう、きめ細やかな相談支援を行っています。
また、内定後の辞退や空きが出た保育施設等について2次・3次募集を行い、入園の調整を丁寧に行っています。

▶ 認定こども園移行のための工事費助成を通じた利用定員の拡充

認定こども園に移行するため、園舎建替工事費の一部を助成し、待機児童がある地域で定員拡充を図ります。
令和6年度は、2園に工事費助成を行う予定です。（予算額 434,334千円）

▶ その他

国の「処遇改善等加算」に併せて経験年数7年以上のすべての保育士等に月額4万円の処遇改善を実施します。
保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行います。
保育士確保のために、学生や潜在保育士を対象に就職セミナーや相談会を開催します。

05-01 保育の質の確保・向上等

子育て世帯の経済的負担の軽減や保育の質の確保・向上に取り組んでいます。
受け入れ可能な児童数の減や保育需要の増加につながる施策のため、待機児童増加の一因となるものですが、安心して子どもを預けられる環境を整えるために、待機児童の解消と同様に大切なことであると考えています。

6

▶ 保育料の負担軽減について

0歳～2歳児の保育料

保育施設等を利用する保護者に対し、無償化対象を年収約500万円未満相当世帯まで拡大しています。
(国の無償化対象は、市民税非課税世帯です。)

多子世帯の保育料軽減

兄弟(同世帯)の年齢や利用施設に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料としています。

(国の多子世帯の負担軽減策では、年収360万円以上の世帯において年齢や同時入所の条件が設けられています。)

05-02 保育の質の確保・向上等

▶ 安心して安全な保育環境の整備

より安心して安全な保育環境を整えるため、保育所等の保育士の配置基準について、国の基準を上回る手厚い配置とし、必要な人件費を独自に助成しています。

国基準で認められている配置職員の資格の特例を除外し、配置基準の対象となる職員は保育士(または幼稚園教諭免許状)資格者に限定しています。

乳児室及びほふく室の面積基準についても、乳幼児がより広い室内面積で過ごせるよう、国を上回る市独自の基準を定め、質の高い保育環境の提供に努めています。

7

保育士等の配置基準の比較

	国基準	市基準
2歳児	6 : 1	5.2 : 1
1歳児		4.5 : 1
0歳児	3 : 1	2.57 : 1

乳幼児一人当たりの乳児室及びほふく室の面積基準の比較

	国基準	市基準
乳児室	1.65m ²	3.3m ²
ほふく室	3.3 m ²	